

生活保護法による 指定介護機関のしおり

R8.4.1（一部改訂）

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室

－ 目次 －

1	生活保護とは	…	1
2	指定介護機関	…	1
3	指定申請	…	2
	【指定申請・変更等フローチャート】	…	2
	【申請書等の入手方法】	…	3
4	変更申請	…	3
	変更の届出が必要な事項	…	3
5	廃止申請	…	3
	廃止の届出が必要な事項	…	3
6	その他申請	…	3
	その他の届出事項	…	3
	資料：【変更申請書の記載方法】	…	4
7	介護扶助の実施について	…	5
	【生活保護受給者と介護保険の関係】	…	5
8	介護扶助の介護報酬請求	…	5
	【介護扶助の介護方針及び介護報酬】	…	5
	【介護扶助の請求の流れ】	…	6
	【介護扶助の給付決定と介護券送付】	…	6
	【介護券】	…	7
	「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく介護支援給付の取扱いについて	…	7
	【関係機関一覧】	…	8
	関係法令等	…	9

1 生活保護とは

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、高齢、疾病、障害等のため生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。生活保護制度の運用にあたり、生活保護法には次のような基本原理が規定されています。

● 無差別平等の原理（第2条）

すべての国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができます。

● 最低生活保障の原理（第3条）

法により保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならないとされており、具体的な保障は厚生労働大臣が定める基準に即して行われます。

● 保護の補足性の原理（第4条）

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他のあらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。

したがって、生活保護制度以外で利用できるもの（能力、資産、扶養義務者からの援助、他の法律等による給付など）がある場合は、すべて生活保護法による保護に優先して行われなければなりません。

生活保護には、その内容によって、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、**介護扶助**、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の 8 種類があり、必要に応じて支給されます。また、介護扶助と医療扶助は、その給付の性格上、現物給付を原則としています。

2 指定介護機関

生活保護法による介護扶助のための介護サービスを担当する機関を「指定介護機関」といい、介護扶助は、生活保護法の指定を受けた介護機関に委託して行うものとされています。

令和8年4月1日施行で生活保護法が改正され、同日以降に介護保険法の指定（サービス追加）、変更、辞退、休廃止、再開等を受けた介護機関については、生活保護法の指定不要又は辞退の申し出がない限り、生活保護法指定介護機関としてみなし指定や同一事由に基づく生活保護法の届出とみなされます。また、介護保険法の効力停止、取消し等、指定が失効された場合は、生活保護法の指定の効力も連動されます。

3 指定申請

生活保護法の指定は、介護保険法による指定を受けたサービスが対象となります。生活保護法の一部改正により、申請は次の場合に限られます

- ①これから(介護保険法の)指定申請予定で、生活保護法の指定のみ指定不要の場合
- ②既に(介護と生活保護いずれも)指定済みで、生活保護法による指定のみ辞退の場合
- ③平成26年7月1日より前から生活保護指定なく(介護保険法指定あり)、初めて生活保護指定を受ける場合のみ、福祉事務所への届出は必要

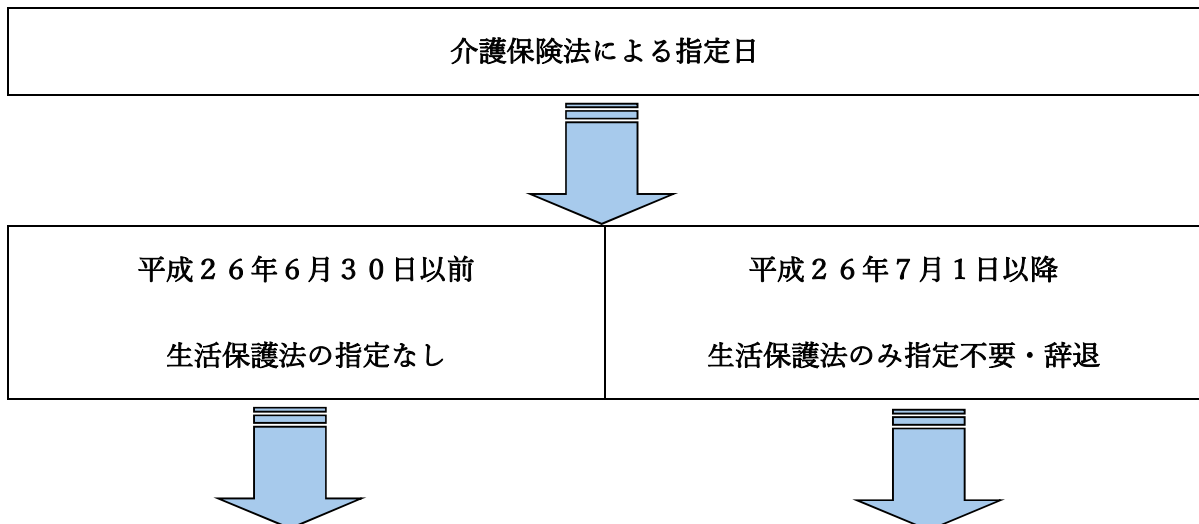
【提出書類】

- ・生活保護法指定介護機関指定申請書
 - ・誓約書
 - ・特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、介護予防特定施設入所者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の場合には「入居金・賃料」等が確認できる書類
- ①の指定不要
- ・指定不要の申出書
- ②の指定辞退
- ・指定介護機関指定辞退届書

【提出先】 事業所又は設置所在地を所管する福祉事務所

※川崎市以外の事業所については、本市では指定申請書を受理することができません。事業所所在地の生活保護主管課へ御相談ください。

【指定申請・変更等フローチャート】





生活保護法のみ新規指定する場合 福祉事務所への申請	生活保護法の指定不要・辞退 福祉事務所への届出
介護保険法の届出【指定（サービス追加）・変更・辞退・休廃止・再開等】	
介護保険法の届出＝生活保護法の届出とみなされるため、 <u>手続き不要</u>	

4 変更等申請

介護保険法の届出をしていただくと生活保護法の届出とみなされるため、基本的には変更等申請や届出の手続きは不要です。ただし、平成26年6月30日以前の事業所で初めて生活保護法の新規指定となり、変更事項等は介護保険法の届出が既にされているような場合は変更等申請が必要になることがあります。

提出書類 **生活保護法指定介護機関変更届書**

提出先 事業所の所在地を所管する福祉事務所
※ 川崎市内での移転による変更の場合は、移転後の所在地を所管する福祉事務所へお届けください。

5 廃止申請

介護保険法の廃止の届出をしていただくと生活保護法の届出とみなされるため、基本的には廃止申請の手続きは不要です。ただし、過去に介護保険法で廃止になっていて、生活保護法の廃止が漏れていたような場合は、廃止申請が必要になることがあります。

提出書類 **生活保護法指定介護機関廃止・休止届書**

提出先 事業所の所在地を所管する福祉事務所
※の場合は、新たな申請者・所在地で改めて指定申請をお願いします。

6 その他申請

廃止申請と同様に基本的には手続きは不要です。ただし、過去に介護保険法では届出されていて、生活保護法の届出が漏れていたような場合は、届出が必要になることがあります。

届出の種類	届出事項	届出の時期	提出書類
休止届	事業所を休止する場合	介護保険と同時	生活保護法指定介護機関廃止・休止届書
再開届	休止していた事業所を再開する場合	介護保険と同時	生活保護法指定介護

			機関再開届書
辞退届	生活保護法の指定を辞退する場合	辞退予定日の 30日前	生活保護法指定介護 機関指定辞退届書

【変更申請書の記載例】

第59号様式の2

生活保護法指定介護機関変更届書

令和5年4月1日
(宛先) 川崎市長

〒214-0014
住所 川崎市多摩区登戸1775-1
申請者 多摩商事
氏名 代表取締役 多摩 一郎
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職名、氏名)

次のとおり変更しましたので届け出ます。

フリガナ	タマカイゴサポート	開設者が法人の場合は、法人の主たる事業所の所在地、名称及び代表者の職名、氏名			
名称	多摩介護サポート				
所在地	(〒214-0014) 川崎市多摩区登戸1775-1				
連絡先	電話番号 044-0000-△△△△ FAX番号 044-0000-△△△△				
医療機関コード等	介護保険事業所番号 1 4 7 1 2 3 4 5 6 7				
変更事項	項目	(事業所・主たる事務所)の(名称・所在地)の変更 (開設者・管理者)の(住所・氏名)の変更			
	旧	管理者変更 氏名 多摩 太郎 生年月日 S36.4.1 住所 川崎市多摩区登戸1775-1			
	新	管理者変更 氏名 多摩 一郎 生年月日 S63.3.31 住所 川崎市多摩区登戸1775-1			
<p>「管理者」「開設者」の変更の際は生年月日の記載をお願いします。 ※「開設者」氏名変更が法人の場合</p>					
<p>変更があった事項のみ記載</p>					
<p>施設又は実施する事業の種類</p>					
介護給付	訪問介護	<input checked="" type="checkbox"/>	R4.11.1	H28.1.1	R4.11.1
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護				
	特定施設入居者生活介護				
	福祉用具貸与				
	特定福祉用具販売				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
	夜間対応型訪問介護				
	地域密着型通所介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護				
	地域密着型特定施設入居者生活介護				
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
看護小規模多機能型居宅介護					
施設介護					
介護老人福祉施設					
介護老人保健施設					
介護医療院(介護療養型医療施設)					
居宅介護支援					
予防給付	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護				
	介護予防短期入所療養介護				
	介護予防特定施設入居者生活介護				
	介護予防福祉用具貸与				
	特定介護予防福祉用具販売				
	介護予防認知症対応型通所介護				
	介護予防小規模多機能型居宅介護				
介護予防認知症対応型共同生活介護					
介護予防支援					
事業台	訪問型サービス(第1号訪問事業)	<input checked="" type="checkbox"/>	R4.11.1	H28.1.1	R4.11.1
	通所型サービス(第1号通所事業)				

※中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定による介護支援給付の指定介護機関の変更も併せて届け出ます。

7 介護扶助の実施について

【生活保護受給者と介護保険の関係】

- 65歳以上の人と40歳以上65歳未満であって医療保険に加入している方は、生活保護を受給していても介護保険の被保険者となります。
- 40歳以上65歳未満であって医療保険に未加入の方は、介護保険の被保険者になることができませんが、特定16疾病により介護が必要と認定された場合は、介護保険と同等の介護サービスを生活保護法により受けることができます。この場合、介護サービスに要した費用の全額（10割）を、生活保護の介護扶助から現物給付します。
 なお、生活保護受給者は国民健康保険の適用除外であり、医療保険に未加入の大多数の方は介護保険の第2号被保険者になりません。
- 被保険者以外の生活保護受給者については、介護保険の適用がなく全額生活保護で給付されることから、他の法律等による給付を優先して受ける必要があり、障害者総合支援法に基づく自立支援給付がこれにあたります。

	40歳以上65歳未満の 生活保護受給者	65歳以上の 生活保護受給者
医療保険 未加入者	介護保険の被保険者以外の者	第1号被保険者
医療保険の 被保険者	第2号被保険者	

介護保険給付と介護扶助の適用関係

介護保険サービスの区分支給限度基準額		超過分/ 別途利用 者負担分
	保険給付 (9割)	利用者負担 (1割)
生活保護受給者でない介護保険被保険者	介護保険給付	自己負担
生活保護受給者の介護保険被保険者 (第1号・第2号)	介護保険給付	介護扶助 (1割) 自己負担
介護保険の被保険者以外の者	介護扶助(10割) ※サービス計画作成等のケアマネジメント費用を含む 自己負担	

※別途利用者負担分…特別なサービスの利用料やデイサービスの食事代、おやつ代など

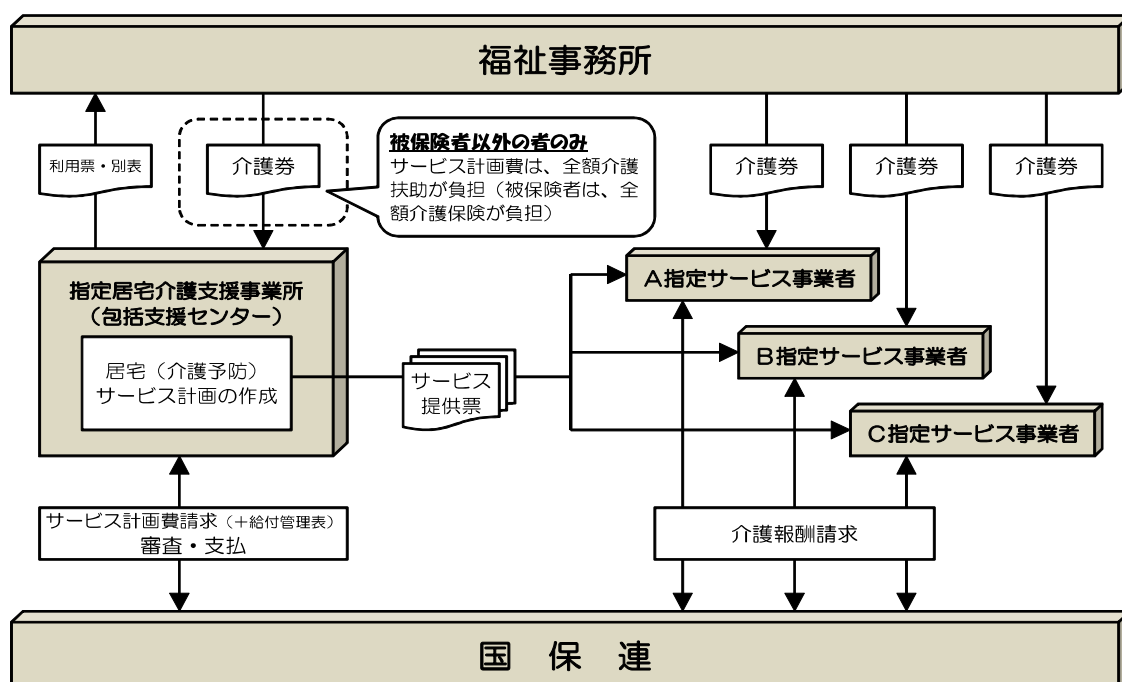
8 介護扶助の介護報酬請求

【介護扶助の介護方針及び介護報酬】

介護扶助の介護方針及び介護報酬は、介護保険の介護方針及び介護報酬の例によります。したがって、原則介護保険と同範囲・同水準の介護サービスが給付されます。

ただし、最低生活保障の内容にふさわしくないサービスについては、給付を認めません。

【介護扶助の請求の流れ】



※ 介護報酬明細書の記載方法は、神奈川県国保連のホームページを参照してください。

【介護扶助の給付決定と介護券送付】

- 生活保護受給者は、介護サービスを必要とする場合、介護扶助の給付を福祉事務所へ申請します。
- 介護保険の被保険者については、保険者（市町村）に対して要介護認定の申請も必要です。被保険者以外の者に係る要介護認定については、福祉事務所長が行います。（市の介護認定審査会へ審査判定を委託します。）
- 被保険者以外の者については、本人の希望を基に福祉事務所が指定居宅介護支援事業者を選定します。
- 福祉事務所は、作成されたサービス利用票（兼居宅サービス計画）、サービス利用別票を基に、介護扶助の現物給付を担当する指定居宅サービス事業者（生活保護法の指定を受けた指定介護機関に限ります。）を決定します。給付を決定したのものについては、毎月福祉事務所から指定介護機関へ集合券（毎月21日頃発送）又は個別の介護券（随時発送）を送付します。介護扶助の請求に必要な資格情報、本人支払額等が記載されていますので確認をお願いします。
- 年金等の収入があり、利用者負担の全部又は一部を負担する能力のある生活保護受給者については、自己負担（介護扶助本人支払額）が生じます。自己負担が生じた場合は、介護券の「本人支払額」欄に自己負担額が印字されますので、各事業者が御本人から徴収してください。介護報酬の請求に際しては、介護報酬明細書の「公費分本人負担」の欄にその金額を記入して請求を行ってください。

【介護券】

- (1) 指定介護機関は、生活保護受給者の介護にあたっては、必ず福祉事務所に介護券を求め、記載事項を確認のうえ、サービスを行ってください。
- (2) 審査支払を行うため、介護券から介護報酬請求明細書への必要事項の転記は、正確に行ってください。介護券に基づかない請求については、国保連でエラーとなる場合があります。

生活保護法介護券

介護券番号: 12141513

介護券番号	介護券種類	氏名・居住先	介護年月	介護機関区分	介護機関	介護料	介護料
			日から				円
			日まで				円
			日から				円
			日まで				円
			日から				円
			日まで				円
			日から				円
			日まで				円

介護券

介護券番号: 12141513

介護券番号	介護券種類	氏名・居住先	介護年月	介護機関区分	介護機関	介護料	介護料
			日から				円
			日まで				円
			日から				円
			日まで				円
			日から				円
			日まで				円
			日から				円
			日まで				円

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平成6年4月6日法律第30号)に基づく介護支援給付の取扱いについて

- 平成20年4月から「中国残留邦人等」の方々に対する支援が始まりました。
- 中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金を満額支給してもなお生活の安定が図れない場合に、その中国残留邦人等及びその配偶者に支給されるものです。支援給付は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(以下「中国残留邦人等支援法」といいます。)
- 中国残留邦人等支援法の介護支援給付の提供にあたっては、同法による介護支援給付の指定を受ける必要がありますが、生活保護法の指定介護機関の指定申請をしていただければ、同時に中国残留邦人等支援法の指定も併せて行います。
- 介護報酬の請求は、生活保護と同様、国保連に請求してください。
- 介護支援給付の実施にあたっては、中国残留邦人等の置かれている状況に鑑み、生活を円滑に営むことができるようにするために、必要な配慮をして懇切丁寧に行うとともに、本制度の趣旨を御理解いただき御協力賜りますようお願いいたします。

【中国残留邦人等支援法に関する問い合わせ先】
 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 電話 044-200-2628

【関係機関一覧】

	担当部署名	公費負担者番号	所在地	電話番号
福祉事務所 (指定申請書等各種届出の提出先)	川崎福祉事務所※ (医療・介護扶助担当)	12141313	〒210-8570 川崎区東田町 8	TEL:044-201-3225(6F) TEL:044-201-3362(4F) FAX:044-201-3292(6F) FAX:044-201-3380(4F)
	幸福社事務所 (医療・介護扶助担当)	12141347	〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1	TEL:044-556-6723 FAX:044-555-3191
	中原福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	12141354	〒211-8570 中原区小杉町 3-245	TEL:044-744-3298 FAX:044-744-3343
	高津福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	12141362	〒213-8570 高津区下作延 2-8-1	TEL:044-861-3297 FAX:044-861-3238
	宮前福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	12141388	〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5	TEL:044-856-3167 FAX:044-856-3171
	多摩福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	12141370	〒214-8570 多摩区登戸 1775-1	TEL:044-935-3259 FAX:044-935-3395
	麻生福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	12141396	〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1	TEL:044-965-5233 FAX:044-965-5205
川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室 医療・介護指導担当			〒210-8577 川崎区宮本町 1	TEL:044-200-2645

生活保護法（抜粋）

（介護扶助）

第十五条の二 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項に規定する要介護者をいう。第三項において同じ。）に対して、第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第四項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第六項において同じ。）に対して、第五号から第九号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第八号及び第九号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
 - 二 福祉用具
 - 三 住宅改修
 - 四 施設介護
 - 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
 - 六 介護予防福祉用具
 - 七 介護予防住宅改修
 - 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第十五条の四十五第一項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
 - 九 移送
- 2 前項第一号に規定する居宅介護とは、介護保険法第八条第二項に規定する訪問介護、同条第三項に規定する訪問入浴介護、同条第四項に規定する訪問看護、同条第五項に規定する訪問リハビリテーション、同条第六項に規定する居宅療養管理指導、同条第七項に規定する通所介護、同条第八項に規定する通所リハビリテーション、同条第九項に規定する短期入所生活介護、同条第十項に規定する短期入所療養介護、同条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第十二項に規定する福祉用具貸与、同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第十六項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第十七項に規定する地域密着型通所介護、同条第十八項に規定する認知症対応型通所介護、同条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第二十三項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。
- 3 第一項第一号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。
- 4 第一項第四号に規定する施設介護とは、介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第二十七項に規定する介護福祉施設サービス、同条第二十八項に規定する介護保健施設サービス及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービスをいう。
- 5 第一項第五号に規定する介護予防とは、介護保険法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第三項に規定する介護予防訪問看護、同条第四項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第五項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第六項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第七項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第八項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第十項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第十三項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

- 6 第一項第五号及び第八号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第八条の二第十六項の厚生労働省令で定める者が作成したものという。
- 7 第一項第八号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業及び同号ハに規定する第一号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

（介護扶助の方法）

第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第十五条の二第七項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第五十四条の二第一項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第十五条の二第三項に規定する居宅介護支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画をいう。第五十四条の二第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。（第3項 略）

（指定の申請及び基準）

第四十九条の二 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
- 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 四 申請者が、第五十一条第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 五 申請者が、第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 六 申請者が、第五十四条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第五十一条第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働

大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第五十一条第一項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前六十日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第二号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

三 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第五十条第二項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、医療扶助のための医療を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

(第4項 略)

(指定医療機関の義務)

第五十条 第四十九条の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定医療機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

二 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第五十条の二 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を第四十九条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第五十一条 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

二 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第四十九条の二第二項第一号から第三号まで又は第九号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第四十九条の二第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第五十条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第五十四条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第五十四条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第四十九条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第五十二条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

(第2項 略)

(報告等)

第五十四条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者(以下この項において「開設者であつた者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者(開設者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(第2項 略)

(介護機関の指定等)・・・第3項、第4項改正、第7項追加(令和8年4月1日施行)

第五十四条の二 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

- 2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 第一項の規定により指定を受けた介護機関であつて別表第二の第二欄に掲げる指定又は許可を受けたもの(前項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。以下この項、次項及び第七項において「別表第二指定介護機関」という。)に係る第一項の指定は、当該別表第二指定介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 別表第二指定介護機関に係る第一項の指定は、当該別表第二指定介護機関が別表第二の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力(それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。)を停止する。
- 5 第四十九条の二(第二項第一号を除く。)の規定は、第一項の指定(介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。)について、第五十条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。))を除く。)について準用する。この場合において、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。))を除く。以下この章において「指定介護機関」という。)」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)」と、同条第二項、第五十二条第一項及び第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法(昭和三十二年法律第二百二十九号)に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介

護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第四十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第五十条、第五十条の二、第五十一条（第二項第一号、第八号及び第十号を除く。）、第五十二条から前条までの規定は、第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第二項本文の規定により第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第四十九条の二第一項及び第三項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第五十条第一項中「指定医療機関」とあるのは「第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。以下この章において「指定介護機関」という。）」と、同条第二項及び第五十条の二中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第五十一条第一項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第二項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第二号から第七号まで及び第九号、第五十二条第一項並びに第五十三条第一項から第三項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第四項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第一項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 別表第二指定介護機関について、別表第二の第五欄に掲げる届出があつたときは、当該届出に係る事由のうち第五項において準用する第五十条の二の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があつたものとみなす。

生活保護法別表第二（第五十四条の二関係）改正（抜粋）

別表第二（第五十四条の二関係）

その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者	介護保険法第四十一条第一項本文の指定	同法第七十五条第二項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第七十七条第一項若しくは第八十五条の二十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の取消があつたとき、又は同法第七十条の二第一項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第七十七条第一項又は第五十五条の三十五第六項の規定による同法第四十一条第一項本文の指定の全部又は一部の効力の廃止があつたとき。	同法第七十五条第一項の規定による変更若しくは再開の届出又は同条第二項の規定による廃止若しくは休止の届出
------------------------------	--------------------	---	---	---

生活保護法施行規則（抜粋）

（指定介護機関の指定の申請等）

第十条の六（第1項 略）

- 2 法第五十四条の二第五項において準用する第四十九条の二第四項において準用する同条第一項又は法第五十四条の二第六項において準用する同条第一項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第十五条の二第六項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第三十四条の二第二項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第八条の二第十一項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地、介護予防・日常生活支援事業者（法第三十四条の二第二項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地（次条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健又は介護医療院にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地
 - 二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
 - 三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - 四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類
 - 五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号、第五十三条第一項、第五十四条の二第一項、第五十八条第一項若しくは第百十五条の四十五の三第一項の指定又は同法第九十四条第一項若しくは第一百七条第一項の許可を受けている場合は、その旨
- 六 誓約書
 - 七 その他必要な事項

（指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出）

- ## 第十条の七 法第五十四条の二第二項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行うものとする。
- 一 介護機関の名称及び所在地
 - 二 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所
 - 三 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類
 - 四 法第五十四条の二第二項本文に係る指定を不要とする旨

指定介護機関介護担当規程

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続きをすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第14条第3項第3号に規定する入

所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。

七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

八 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。

九 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

十 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。

十一 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。